



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月18日火曜日 第1703号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1069
指定医療機関の廃止の届出.....	1069
介護機関の指定.....	1069
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	1069
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	1070
指定介護機関の廃止の届出.....	1071
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出（2件）.....	1071
肥料の登録.....	1072
地域森林計画案の公表.....	1072
地域森林計画の変更案の公表（4件）.....	1072
保安林の指定の解除.....	1072
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1073
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	1076
落札者等の告示.....	1078

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1078

正 誤

平成17年10月4日付け第1699号愛媛県告示第1809号（公共測量の終了の通知）中.....1079

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
松野内科クリニック	松野 敏文	伊予郡松前町大間166番地1	平成17年9月1日
大間ひまわり薬局	有限会社 ひまわり薬局	伊予郡松前町大間164番地3	平成17年9月1日
中川こころのクリニック	中川 学	今治市北日吉町一丁目2番12号	平成17年9月1日

○愛媛県告示第1879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

宇和島市立津島病院	宇和島市	宇和島市津島町高田丙15番地	平成17年8月1日
宇和島市立吉田病院	宇和島市	宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成17年8月1日
みやたに歯科医院	宮谷 信太郎	宇和島市吉田町西小路41	平成17年9月1日
大谷歯科医院	大谷 恭子	西条市丹原町今井376-1	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1877号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
片岡産婦人科診療所	医療法人 片岡産婦人科診療所	伊予郡砥部町拾町279番地4	平成17年3月6日
町立吉田総合病院	吉 田 町	北宇和郡吉田町北小路甲217	平成17年8月1日
町立津島病院	津 島 町	北宇和郡津島町大字高田丙15番地	平成17年8月1日
合田内科医院	合 田 伝	今治市喜田村六丁目4-12	平成17年8月2日
大谷歯科医院	大 谷 謙 三	西条市丹原町今井376-1	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1878号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘	宇和島市	宇和島市吉田町北小路甲184番地3	平成17年8月1日
宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘	宇和島市	宇和島市津島町岩松甲39番地1	平成17年8月1日
宇和島市立吉田病院	宇和島市	宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成17年8月1日

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
宇和島市	宇和島市曙町1	宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘	宇和島市吉田町北小路甲184番地3	平成17年8月1日
宇和島市	宇和島市曙町1	宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘	宇和島市津島町岩松甲39番地1	平成17年8月1日
宇和島市	宇和島市曙町1	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	宇和島市津島町岩松甲471	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	宇和島市吉田町東小路甲58-5	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年8月1日
有限会社芳光	新居浜市北新町12番51号	グループホームおくじま	新居浜市北新町12番52号	平成17年8月23日
株式会社えひめメディコープ	松山市中村3-1-1	デイサービス花みずき	新居浜市若水町二丁目7番4号	平成17年8月22日
松野敏文	伊予郡松前町大字大間166番地1	松野内科クリニック	伊予郡松前町大字大間166番地1	平成17年9月1日
有限会社ひかり	北宇和郡鬼北町大字近永657番地2	訪問介護事業所ひかり	北宇和郡鬼北町大字近永657番地2	平成17年9月5日
宇和島市	宇和島市曙町1	宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	平成17年8月1日
有限会社あさひ	西条市神拝乙35番地5	デイサービスセンターあさひ	西条市神拝乙35番地5	平成17年9月2日
社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81番地1	平成17年9月9日

○愛媛県告示第1880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	宇和島市津島町岩松甲471	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	宇和島市吉田町東小路甲58-5	平成17年8月1日

社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年8月1日
-------------------	-----------------	----------------------	----------------	-----------

○愛媛県告示第1881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

宇和島市介護老人保健施設ふれあい荘	宇和島市	宇和島市津島町岩松甲39番地1	平成17年8月1日
宇和島市立吉田病院	宇和島市	宇和島市吉田町北小路甲217番地	平成17年8月1日

介護機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
宇和島市介護老人保健施設オレンジ荘	宇和島市	宇和島市吉田町北小路甲184番地3	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
吉田町	北宇和郡吉田町大字東小路甲70	吉田町老人保健施設オレンジ荘	北宇和郡吉田町大字北小路甲184番地3	平成17年7月31日
社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	吉田町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	平成17年7月31日
社会福祉法人吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	吉田町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	北宇和郡吉田町大字東小路甲58番地5	平成17年7月31日
社会福祉法人三間町社会福祉協議会	北宇和郡三間町大字迫目126番地	三間町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	北宇和郡三間町大字迫目126番地	平成17年7月31日
社会福祉法人三間町社会福祉協議会	北宇和郡三間町大字迫目126番地	三間町社会福祉協議会指定通所介護事業所	北宇和郡三間町大字迫目126番地	平成17年7月31日
津島町	北宇和郡津島町岩松甲471	津島町老人保健施設ふれあい荘	北宇和郡津島町岩松甲39番地1	平成17年7月31日
社会福祉法人津島町社会福祉協議会	北宇和郡津島町岩松甲471	津島町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	北宇和郡津島町岩松甲471	平成17年7月31日
社会福祉法人津島町社会福祉協議会	北宇和郡津島町岩松甲471	津島町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	北宇和郡津島町岩松甲471	平成17年7月31日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年7月31日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年7月31日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会指定通所介護事業所	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年7月31日

○愛媛県告示第1883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会津島介護保険事業所	宇和島市津島町岩松甲471	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会吉田介護保険事業所	宇和島市吉田町東小路甲58-5	平成17年8月1日
社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町一丁目6番16号	宇和島市社会福祉協議会三間介護保険事業所	宇和島市三間町迫目126番地	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1884号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成17年10月6日	愛媛県第1269号	魚かす粉末	南海魚粕粉末 8.5-7	窒素全量 8.5 りん酸全量 7.0	公定規格のとおりに	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号
平成17年10月6日	愛媛県第1270号	副産植物質肥料	南海副産物肥料	窒素全量 6.5 りん酸全量 1.2	公定規格のとおりに	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第1885号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を今治地方局産業経済部森林林業課及び松山地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1886号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1887号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を八幡浜地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1888号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を松山地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1889号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を西条地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1890号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町木地字石原畑辛42の28

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1891号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

A工区

宇和島市蛤字和田102番3地先から同字島和田80番9地先までの公有水面

B工区

宇和島市蛤字泉ヶ浦673番3地先から同字和田108番2地先までの公有水面

- (2) 区域

A工区

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市蛤字和田102番3地内の道路敷地に設置された金属鈹）は、北緯33度13分44秒、東経132度32分00秒の地点

1点は、基点から真北178度23分37秒16.02メートルの地点

2点は、1点から真北168度10分31秒9.00メートルの地点

3点は、2点から真北168度07分56秒15.96メートルの地点

4点は、3点から真北168度59分56秒9.88メートルの地点

5点は、4点から真北79度25分57秒2.00メートルの地点

6点は、5点から真北169度30分34秒3.72メートルの地点

7点は、6点から真北260度02分32秒1.92メートルの地点

8点は、7点から真北165度26分24秒6.85メートルの

地点

9点は、8点から真北165度13分43秒6.42メートルの

地点

10点は、9点から真北162度40分12秒6.25メートルの

地点

11点は、10点から真北155度21分02秒6.48メートルの

地点

12点は、11点から真北152度08分51秒6.05メートルの

地点

13点は、12点から真北149度15分46秒9.68メートルの

地点

14点は、13点から真北146度03分20秒10.86メートルの

地点

15点は、14点から真北141度13分29秒1.12メートルの

地点

16点は、15点から真北134度26分32秒8.57メートルの

地点

B工区

次の1点から63点までを順次直線で結んだ線並びに63点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点②（宇和島市蛤字泉ヶ浦672番4地内の道路敷地に設置された金属鈹）は、北緯33度13分54秒、東経132度31分52秒の地点

1点は、基点から真北164度53分49秒16.75メートルの地点

2点は、1点から真北154度10分20秒4.71メートルの地点

3点は、2点から真北158度57分06秒6.42メートルの地点

4点は、3点から真北162度51分40秒0.90メートルの地点

5点は、4点から真北72度59分06秒1.71メートルの地点

6点は、5点から真北163度04分34秒3.71メートルの地点

7点は、6点から真北252度58分49秒1.69メートルの地点

8点は、7点から真北164度36分22秒5.77メートルの地点

9点は、8点から真北164度56分54秒12.02メートルの地点

10点は、9点から真北159度47分16秒10.40メートルの地点

11点は、10点から真北152度05分42秒4.46メートルの地点

12点は、11点から真北146度15分54秒4.38メートルの地点

13点は、12点から真北140度01分22秒4.08メートルの地点

14点は、13点から真北130度12分08秒5.00メートルの地点

15点は、14点から真北 119 度29分33秒4 21メートルの地点
 16点は、15点から真北 110 度02分55秒4 .00メートルの地点
 17点は、16点から真北 104 度30分54秒4 .80メートルの地点
 18点は、17点から真北96度32分14秒5 .00メートルの地点
 19点は、18点から真北90度14分08秒9 42メートルの地点
 20点は、19点から真北85度13分57秒9 27メートルの地点
 21点は、20点から真北83度13分44秒 11 .30 メートルの地点
 22点は、21点から真北90度07分58秒5 .53メートルの地点
 23点は、22点から真北96度55分02秒5 .72メートルの地点
 24点は、23点から真北 110 度27分06秒5 .95メートルの地点
 25点は、24点から真北 119 度38分13秒6 .14メートルの地点
 26点は、25点から真北 131 度07分52秒6 .82メートルの地点
 27点は、26点から真北 144 度57分04秒5 .87メートルの地点
 28点は、27点から真北 155 度38分55秒5 .80メートルの地点
 29点は、28点から真北 164 度37分07秒6 .16メートルの地点
 30点は、29点から真北 170 度48分43秒5 .91メートルの地点
 31点は、30点から真北 177 度10分17秒5 .74メートルの地点
 32点は、31点から真北 183 度22分24秒7 .61メートルの地点
 33点は、32点から真北94度20分46秒1 .65メートルの地点
 34点は、33点から真北 184 度56分48秒2 .83メートルの地点
 35点は、34点から真北 185 度01分07秒0 .60メートルの地点
 36点は、35点から真北 274 度20分27秒1 .68メートルの地点
 37点は、36点から真北 185 度51分30秒1 .18メートルの地点
 38点は、37点から真北 182 度57分39秒 10 .28 メートルの地点
 39点は、38点から真北 178 度18分35秒9 .43メートルの地点
 40点は、39点から真北 171 度43分54秒7 .44メートルの地点
 41点は、40点から真北 165 度44分30秒3 .88メートルの

地点
 42点は、41点から真北72度48分38秒1 .64メートルの地点
 43点は、42点から真北 161 度18分32秒3 .44メートルの地点
 44点は、43点から真北 252 度47分36秒1 .69メートルの地点
 45点は、44点から真北 156 度56分49秒5 .94メートルの地点
 46点は、45点から真北 151 度27分44秒6 .24メートルの地点
 47点は、46点から真北 145 度21分00秒9 .13メートルの地点
 48点は、47点から真北 140 度23分10秒 10 .60 メートルの地点
 49点は、48点から真北 138 度12分02秒 16 .24 メートルの地点
 50点は、49点から真北 138 度04分19秒 19 .52 メートルの地点
 51点は、50点から真北 136 度09分35秒6 .95メートルの地点
 52点は、51点から真北46度10分39秒0 .26メートルの地点
 53点は、52点から真北 135 度54分17秒2 .01メートルの地点
 54点は、53点から真北 226 度16分09秒0 27メートルの地点
 55点は、54点から真北 136 度09分32秒1 .68メートルの地点
 56点は、55点から真北 142 度25分07秒9 .91メートルの地点
 57点は、56点から真北 147 度16分27秒5 .46メートルの地点
 58点は、57点から真北 150 度59分43秒5 .49メートルの地点
 59点は、58点から真北 154 度37分32秒6 .02メートルの地点
 60点は、59点から真北 158 度41分48秒6 .08メートルの地点
 61点は、60点から真北 163 度48分15秒 10 .02 メートルの地点
 62点は、61点から真北 167 度39分40秒 10 .55 メートルの地点
 63点は、62点から真北 169 度50分30秒 14 .11 メートルの地点

(3) 面積

A 工区

319 .60平方メートル

B 工区

2 ,667 .86平方メートル

合計

2 ,987 .46平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年1月21日 愛媛県指令9河第1315号

4 しゅん功認可年月日
平成17年10月18日

○愛媛県告示第1892号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸 守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

A箇所

宇和島市三浦東新60番1地先から同4167番3地先までの公有水面

B箇所

宇和島市三浦東4188番1地先から同4189番3地先までの公有水面

C箇所

宇和島市三浦東4189番3地先から同三浦西新72番1地先までの公有水面

(2) 区域

A箇所

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦西新72番1地先のコンクリート杭）は、北緯33度10分21秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北124度24分49秒445.93メートルの地点

2点は、1点から真北162度55分25秒8.23メートルの地点

3点は、2点から真北154度43分40秒6.18メートルの地点

4点は、3点から真北147度06分43秒7.29メートルの地点

5点は、4点から真北139度14分44秒6.07メートルの地点

6点は、5点から真北131度38分17秒7.40メートルの地点

7点は、6点から真北123度29分47秒6.15メートルの地点

8点は、7点から真北116度21分56秒6.39メートルの

地点

9点は、8点から真北108度41分05秒6.79メートルの地点

10点は、9点から真北100度07分41秒7.67メートルの地点

11点は、10点から真北91度26分26秒6.80メートルの地点

12点は、11点から真北84度24分30秒6.69メートルの地点

13点は、12点から真北76度00分53秒6.70メートルの地点

14点は、13点から真北68度45分02秒6.78メートルの地点

15点は、14点から真北61度17分28秒5.91メートルの地点

16点は、15点から真北53度58分47秒6.02メートルの地点

17点は、16点から真北54度55分39秒7.77メートルの地点

18点は、17点から真北61度50分48秒8.19メートルの地点

B箇所

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦西新72番1地先のコンクリート杭）は、北緯33度10分21秒、東経132度30分30秒の地点

1点は、基点から真北108度30分30秒169.32メートルの地点

2点は、1点から真北72度08分22秒2.34メートルの地点

3点は、2点から真北71度26分06秒3.92メートルの地点

4点は、3点から真北75度04分20秒4.77メートルの地点

5点は、4点から真北79度43分01秒5.17メートルの地点

6点は、5点から真北84度33分01秒5.80メートルの地点

7点は、6点から真北88度45分29秒19.96メートルの地点

8点は、7点から真北86度42分51秒16.31メートルの地点

9点は、8点から真北87度14分53秒15.63メートルの地点

C箇所

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.88メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦西新72番1地先のコンクリート杭）は、北緯33度10分21秒、東経132度30分30秒の地点

- 1 点は、基点から真北 142 度30分33秒 89 .12メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北 133 度08分36秒3 .05メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北 133 度06分36秒 10 .85メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 128 度23分35秒6 .24メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 121 度05分07秒6 .40メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 114 度18分03秒6 .79メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 106 度21分30秒6 .60メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北96度56分14秒6 .68メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北88度35分04秒6 .49メートルの地点
- 10点は、9 点から真北79度42分58秒9 .16メートルの地点
- 11点は、10点から真北70度15分59秒6 .68メートルの地点
- 12点は、11点から真北61度45分34秒6 .69メートルの地点
- 13点は、12点から真北52度25分05秒8 .35メートルの地点
- 14点は、13点から真北41度42分39秒8 .26メートルの地点
- 15点は、14点から真北39度43分19秒4 .42メートルの地点

(3) 面積

- A箇所 1,530.38平方メートル
- B箇所 466.72平方メートル
- C箇所 704.32平方メートル
- 合計 2,701.42平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成4年3月23日 愛媛県指令河第114号

4 しゅん功認可年月日

平成17年10月18日

○愛媛県告示第1893号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

飼谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	金田町半田	池ノ尻 飼谷	甲287番1	1号
			丁95番1	2号
			丁95番1	3号
			丁95番1	4号
			丁95番1	5号
			丁95番1	6号
			丁95番1	7号
			丁101番1	8号
			丁101番1	9号
			丁102番7	10号
			丁102番7	11号
			丁102番4	12号
			丁535番1	13号
		池ノ尻	甲288番3	14号

七宝台C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
新居浜市	七宝台町	甲2375番30	1号
		甲2375番134	2号
		甲2375番134	3号
		甲4606番1	4号
		甲4606番1	5号
		甲4606番1	6号
		甲4606番1	7号
		乙65番8	8号
		乙65番8	9号
		乙65番5	10号
		甲2375番74	11号
		甲2375番71	12号

滝の宮

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	滝の宮町 金子	多喜ノ宮	丙13番3	1号
			丙12番1	2号
			丙12番1	3号
			丙14番1	4号
			丙14番1	5号
			丙14番1	6号
			丙14番1	7号
			丙14番1	8号
			丙14番1	9号
			丙14番1	10号
			丙14番2	10号
			丙13番7	11号

落神

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
新居浜市	落神町	落神	乙171番 5	1号
			乙171番 1	2号
			乙172番 2	3号
			乙172番 6	4号
			乙168番 1	5号
			乙168番 1	6号
			乙168番 1	7号
			甲1418番	8号
			甲1419番	9号
			甲1419番	10号

山高

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線、標柱20号と標柱21号を一級河川山高川左岸側官民境界線で結んだ線、標柱21号から標柱24号までを順次結んだ線、標柱24号と標柱25号を市道山高線山側官民境界線で結んだ線、標柱25号から標柱32号までを順次結んだ線及び標柱32号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱		
大洲市	春賀	甲732番 3	1号		
		乙29番	2号		
		乙29番	3号		
		乙22番 1	4号		
		乙22番 1	5号		
		乙19番 1	6号		
		乙19番 1	7号		
		乙19番 1	8号		
		甲719番 1	9号		
		東宇山	乙17番	10号	
			乙17番	11号	
			春賀	乙16番 1	12号
				乙11番	13号
		東宇山 春賀	甲686番 1	14号	
	甲685番 2		15号		
	乙663番		16号		
	乙 7 番		17号		
	乙 7 番		18号		
	甲676番 1		19号		
	甲676番 1		20号		
	甲685番 1		21号		
	甲686番 2		22号		
	甲689番 1		23号		
	甲694番 1		24号		
	甲709番 5		25号		
	甲718番 4		26号		
	甲722番 1		27号		
	乙23番	28号			

	甲726番 1	29号
	甲727番 1	30号
	甲728番 1	31号
	甲731番 1	32号

合田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を国道378号南側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町	大 字	地 番	標 柱
八幡浜市	合田	1146番	1号
		1081番	2号
		1062番 1	3号
		758番	4号
		759番	5号
		759番	6号
		630番	7号
		628番	8号
		625番 2	9号
		641番	10号
		645番 1	11号
		706番	12号
		714番	13号
		1152番	14号

伊吹D

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	伊吹町	道免 森	甲126番 1	1号
			乙271番20	2号
			乙271番10	3号
			乙271番18	4号
			乙271番31	5号
		道免	乙271番25	6号
			乙271番35	7号
			甲133番 5	8号
			甲129番 1	9号
			甲127番 5	10号

堂々（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和57年3月愛媛県告示第366号）堂々地区の項で指定した標柱6号、標柱5号及び標柱4号を順次結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を県道舌間八幡浜線南側官民境界線及び市道栗野浦線南側官民境界線で結んだ線、標柱13号と標柱14号を結んだ線、標柱14号と標柱15号を市道栗野浦線南側官民境界線で結んだ線並びに標柱15号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
八幡浜市	栗野浦	乙77番 1	9号
		278番	10号
		278番	11号
		乙71番 2	12号
		乙75番 7	13号
		225番 2	14号
		213番 1	15号

清水（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年愛媛県告示第1082号）清水地区の項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱5号を順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線並びに標柱18号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	祝森	大道ノ下	乙305番 8	18号

大小浜（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和54年12月愛媛県告示第1582号）大小浜の項で指定した標柱3号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱6号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	小浜	2157番	6号

		2157番	7号
		2160番	8号

大小浜（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和54年12月愛媛県告示第1582号）大小浜の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線及び標柱9号と標柱5号を県道無月宇和島線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
宇和島市	小浜	2113番	9号

三ツ尾（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和58年3月愛媛県告示第454号）三ツ尾地区の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	吉田町白浦	畔屋 三ツ尾	2357番	7号
			2380番 1	8号
			2385番 1	9号

○愛媛県告示第1894号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター中央装置の借上げ一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成17年10月4日	住商リース株式会社 四国支店 高松市番町一丁目6番1号	523,950円 (月額)	一般競争入札	平成17年8月19日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月18日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年10月6日	特定非営利活動法人 愛媛県有機農業研究会	安 井 孝	今治市郷新屋敷町五丁目4番2号	この法人は、地域に暮らす人々に対して、環境保全のための有機農業の啓発、生産者と消費者の提携の拡大及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき有機農産物の認証等の活動を行うことにより、地域環境の保全と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成17年10月4日付け第1699号愛媛県告示第1809号（公共測量の終了の通知）中

ページ	箇所	誤	正
1011	上から2行目	東温市長	松山地方法務局長

